

入札保証金について

1 入札保証金の額

入札保証金の額は、見積る契約金額の100分の5以上とします。入札保証金の額が足りない場合は、その入札は無効となります。

また、入札書の提示までに、入札保証金免除に該当することを確認できる書類または入札保証金が納入済みであることを証する書類を提示しなければなりません。

2 入札保証金の還付

入札保証金は入札終了後、還付します。

3 入札保証金の免除

次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部または一部が免除されます。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しその証書を提出した場合。（提出書類：保険証書 提出期限：平成30年6月19日(火)午後5時）
- (2) 過去2箇年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらすべて誠実に履行したことを証した場合（提出書類：別添「公共団体との契約実績一覧」提出期限：平成30年6月19日(火)午後5時）

4 入札保証金を納付する場合

県が納付書を発行しますので、金融機関等で納付してください。納付手続は次のとおりです。

(1) 納付方法

ア 入札保証金納付書発行依頼書に必要事項を記入し、平成30年6月18日(月)午後5時までに県立埋蔵文化財センターへ提出する。

イ 入札保証金納付書発行依頼書に基づき納付書を発行するので、指定金融機関において納付する。

ウ 領収書の写しを県立埋蔵文化財センターに速やかに提示する。

(2) 納付場所

琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、沖縄県労働金庫、農業協同組合（沖縄県内）、商工組合中央金庫那覇支店、指定されたみずほ銀行

(3) 還付方法

入札終了後、入札保証金払戻請求書を提出いただき、指定口座へ振り込み還付いたします。なお、落札者については、契約保証金への充当も可能であるため別途調整します。